

京丹後市職員の働き方改革の推進に関する条例（案）

（目的）

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。次条において「法」という。）及び京丹後市まちづくり基本条例（平成19年京丹後市条例第50号。以下「まちづくり条例」という。）並びに職員の人事制度に関する規範を踏まえ、職員の公務能率の向上、快適で働きがいのある職場環境づくり等の働き方改革の推進に関し、任命権者の責務等基本的な規範を定めることにより、もって職員のウェルビーイングの向上を図るとともに、行政運営の効果的かつ効率的な遂行と自立発展する地方創生の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「職員」とは、法第3条第2項に規定する一般職に属する職員をいう。

（快適な職場環境の実現と職員の健康確保）

第3条 任命権者は、快適な職場環境の実現とこれを通じて、職場において職員が安全安心及び健康を確保できるように配慮しなければならない。

（職員の仕事と生活の調和）

第4条 任命権者は、職員の仕事と生活の調和を図るため、育児、介護等と仕事との両立の支援その他の職場環境の改善を行い、職員の福祉の増進に努めなければならない。

2 任命権者は、前項の目的のため、デジタル技術等の活用、業務の効率化及び組織の効果的な編成、運用等により、職員の多様な働き方の推進とともに、時間外勤務の縮減及び休暇の取得促進に努めなければならない。

（人材育成等による働きがいのある職場づくり）

第5条 任命権者は、幅広い視野と専門性を持った多彩な人材の確保及び他機関との人事交流並びに職員の計画的な研修等を通じた人材育成を推進し、職員が相互に高め合い、職務を通じた自己実現を図るなど働きがいのある職場づくりに努めるものとする。

（働き方改革の推進）

第6条 市長は、本条例の目的を達成するため、職員の意見を聴取しつつ、職員の働き

方改革に資する取組みを計画的に推進するものとする。

- 2 職員は、まちづくり条例第17条で定める責務を踏まえつつ、自らも働き方改革の実践者であることを自覚するとともに、前項の取組みを積極的に取り組むものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。